

所沢市上下水道局庁舎 自動販売機設置事業者募集要項

- 件名 所沢市上下水道局自動販売機設置場所貸付
- 設置場所等
所 在 所沢市宮本町二丁目21番4号
施 設 名 所沢市上下水道局庁舎
設置台数 3台
- 募集期間 令和7年1月27日（月）から令和7年1月31日（金）午後5時まで
- 設置時期 令和7年4月1日（火）頃を予定

〈公募の実施部署及び問い合わせ先〉

所沢市上下水道局総務課（上下水道局庁舎2階）

〒359-1143

埼玉県所沢市宮本町二丁目21番4号

電 話 04-2921-1084

FAX 04-2921-1094

E-mail b9211084@city.tokorozawa.lg.jp

ホームページ <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp/>

所 沢 市

自動販売機設置者募集要項

(上下水道局庁舎飲料用自動販売機：災害対応型)

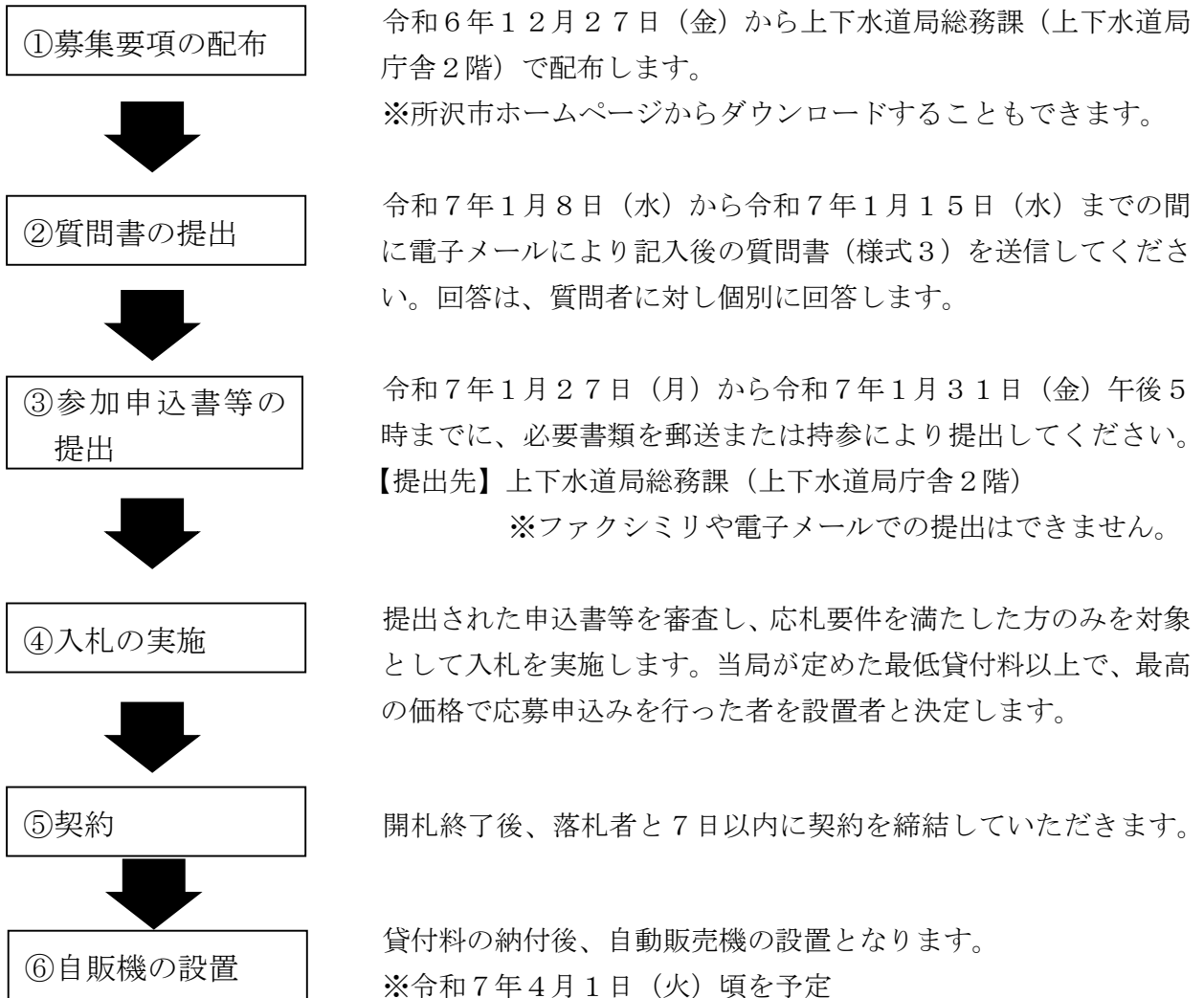
所沢市上下水道局（以下「当局」という。）では、当局の庁舎に飲料水等を販売するための自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を、条件付き一般競争入札により決定し、当該事業者と賃貸借契約を締結し、設置・運用を行います。

自動販売機の設置事業者（以下「設置者」という。）の条件付き一般競争入札に参加を希望される方は、本募集要項及び仕様書をよく読み、内容を承知した上で参加してください。

1. 目的

市有財産の有効活用を図り、当局の自主財源の確保及び設置業者選定手続きの公平性や透明性を高める。

2. 手続きの流れ



3. 貸付物件

所沢市上下水道局庁舎 1階エントランスホール、2階・3階休憩コーナー各1台（合計3台分）
詳細は、別添『条件付き一般競争入札物件説明書』記載のとおり。

4. 契約形態

定期建物賃貸借契約（契約期間5年）となります。

契約期間終了後の更新は行いません。

5. 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に掲げられた者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に規定する暴力団員でないこと。また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 法令等の規定により販売について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けていること。
- (5) 自動販売機の設置業務において、過去2か年の間に国（公社、公団含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結していること。
- (6) 法人の場合は所沢市、入間市、狭山市、飯能市又は日高市に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は所沢市内に居住し、業を営んでいること。
- (7) 市税（法人については所在地における市税）を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者であること及び民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。

※ 設置者の都合により、貸付期間中に賃貸借契約を解約した場合は、当該解約年度及び翌年度の自動販売機設置者募集の公募には、参加できませんのでご注意ください。

6. 公募条件等

(1) 貸付期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間。 詳細は、別添『条件付き一般競争入札物件説明書』記載のとおり。 ただし、当局が公用又は公共用に供するため必要が生じたとき、設置者（借受者）が貸付条件に違反する行為を行ったとき、及び、その他当局が必要と認めるときは、貸付契約を解約することがあります。
(2) 貸付料	最低貸付料：一年あたり年額162,698円（税抜） 設置者として決定した者が提示した応募価格（税抜）に100分の110（消費税及び地方消費税）を乗じて得た額をもって年額貸付料とします。 なお、年額貸付料は、当局が発行する納入通知書により、当局が指定する期日までに全額納入してください。
(3) 光熱水費及び その他必要経費	光熱水費（貸付料に含む）、自動販売機の設置及び撤去に要する工事費、移転費、賃貸借契約の締結に関する費用等の一切の費用は、設置者の負担とします。
(4) 貸付面積	貸付面積は、別添『条件付き一般競争入札物件説明書』記載のとおりとします。また、必要に応じて、転倒防止対策も併せて行ってください。

(5) 災害対応	<p>災害などの緊急時に、飲料を誰でも簡単に無料で取り出すことができる自動販売機としてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害で停電時に飲料の抛出が可能で、本体に残っている飲料を無償で提供できるもの
(6) 廉価販売	<p>販売商品の価格は、小売価格（定価）から30円割引いた価格以下としてください。</p>
(7) 環境配慮	<p>設置する自動販売機は、照明が自動に点滅し、及び減光する省エネルギー型（「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用など）、ノンフロン対応型等の環境負荷を低減した機種のものとしてください。</p>
(8) 使用上の制限	<p>ア 貸付契約書の貸付条件を遵守し、貸付料等を定められた納入期限までに確実に納めてください。</p> <p>イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸は禁止します。</p> <p>ウ 自動販売機の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託しないでください。</p> <p>エ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、当局の指示に従ってください。</p> <p>オ 販売品目は、別添『条件付き一般競争入札物件説明書』記載のとおりとし、酒類の販売及び標準小売価格を上回る価格での販売は行わないでください。</p>
(9) 維持管理責任	<p>ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置者が行ってください。なお、盗難等による商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、設置者の負担により速やかに復旧するとともに、設置者の損害について、当局の責めに帰することが明らかな場合を除き、当局はその責めを負いません。また、商品の賞味期限等に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行ってください。</p> <p>イ 使用済容器の回収ボックスは、販売する飲料の容器の種類に応じたものを設置し、設置者の責任で適切に回収、リサイクルしてください。</p> <p>ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行ってください。</p> <p>エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置者の責任において対応してください。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記してください。</p>
(10) 売上げの報告	<p>設置者は、年度ごとに、自動販売機の売上げ報告を任意様式により提出してください。</p>
(11) 原状回復等	<p>設置者は、貸付期間が満了し、又は契約が解約された場合には、速やかに原状回復してください。また、設置者は、当局に対し、原状回復に要した費用、自動販売機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用について、補償を請求することはできません。</p>

(12) 自己都合の解約による制約	設置者の都合により、契約を解約した場合は、当該年度、及び、翌年度の自動販売機の設置者の公募には、参加できません。
-------------------	--

7. 質問及び回答

(1) 質問の方法

募集に関する質問は、令和7年1月8日（水）から令和7年1月15日（水）までの間に、電子メールにより記入後の質問書（様式3）を提出してください。

ただし、軽微なものについては、電話による質問も可とします。

(2) 質問への回答

回答は、質問者に対し個別に回答します。

8. 応募申込手続

(1) 申込方法及び申込期間等

申込みは、郵送又は持参によるものとし、申込先及び申込期間は別添『条件付き一般競争入札物件説明書』記載のとおりとします。なお、郵送の場合は書留（簡易書留を含む）とし、かつ、「自動販売機設置応募申込書在中」と余白へ明記してください。また、申込期間内必着とします。

申込期間：令和7年1月27日（月）から令和7年1月31日（金）午後5時まで

(2) 必要書類（各1部）

次の書類を提出してください。なお、提出された書類は返却できません。

①	応募申込書（様式1）
②	誓約書（様式2）
③	（法人）法人登記簿謄本（現在事項全部証明書） （個人）住民票記載事項証明書 ※ それぞれ、発行後3か月以内の原本に限ります。
④	納税証明書 ※ 法人については、所在地における市税の納税証明書
⑤	設置を希望する自動販売機のカatalog（寸法、消費電力が確認できるもの）
⑥	『5. 応募資格要件(4)』に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（許認可等を必要とする場合のみ。）
⑦	『5. 応募資格要件(5)』に係る実績を確認できる書類（契約書等含む。）

(3) 提出書類の書き換え等の禁止

応募者は、一度提出した応募申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできません。

(4) 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効となります。

ア 応募資格のない者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある応募申込み

エ 記名押印を欠く応募申込み

- オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み
- カ 応募者が同一物件について複数の応募申込みを行ったときは、その全部の応募申込み
- キ 申込期間までに応募申込みがなかったもの
- ク 応募に関し、当局の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み
- ケ 前各号に掲げるもののほか、この「募集要項」に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

(5) その他

郵送又は持参以外（電話、ファックス、インターネット等）の受付は、行いません。

9. 設置者の決定

- (1) 提出された応募書類の審査を行い、『5. 応募資格要件』に定める資格要件を全て満たしている者を選定対象者とします。
- (2) 選定対象者のうち、当局が応募申込の内容等を審査し、適当であると認めた者で、かつ、当局が定めた予定価格以上で、最高の価格で応札した者を設置者とします。
- (3) 応募状況、設置者名および落札金額について、市ホームページ等において公表する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

10. 入札

- (1) 入札日時 令和7年2月7日（金）午前11時 上下水道局庁舎2階入札室
- (2) 入札保証金 免除（所沢市契約規則第5条第1項第2号による）
- (3) 契約保証金 免除（所沢市契約規則第18条第1項第3号による）

その他詳細につきましては、別添『入札等に関する注意事項』をご覧ください。

11. 契約の手続

設置者に決定された方は、別途定める期日までに、次の書類を提出していただき、契約を締結していただきます。

- (1) 市有財産借受申請書（当局指定様式）
- (2) 設置場所への自動販売機及び使用済容器回収ボックスの配置図
- (3) その他参考となる書類

契約の種類は、『4. 契約形態』に記載のとおり「定期建物賃貸借契約」（契約期間5年）となります。なお、契約期間終了後の更新は行いません。

12. 設置者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに貸付けの手續に応じなかった場合
- (2) 設置者が『5. 応募資格要件』を満たさなくなった場合